

総論

流域治水関連法を核とした 下水道による浸水対策の展開

はしもと つばさ
橋本 翼

国土交通省
水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

おくむら せいご
奥村 誓悟

国土交通省
水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 計画係長

1 はじめに

近年、全国で浸水被害が頻発しています。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、中緯度の陸地のほとんどで21世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高いことなどが示されており、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、これまでの治水政策を抜本的に見直す必要があります。このため、河川管理者、下水道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進が求められているところです。

また、流域治水の一翼を担う下水道については、「気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について 提言」（令和2年6月（令和3年4月一部改訂））において、気候変動を踏まえた中長期的な計画の検討、早期の安全度の向上、ソフト施策の更なる推進・強化および多様な主体との連携の強化等に関して進めるべき施策について、提言がとりまとめられています。

これらの背景も踏まえ、本稿では、流域治水関連法

による下水道法等の改正の内容と、この法改正を核とした下水道による浸水対策の展開について紹介させていただきます。

2 流域治水関連法による下水道法等の改正

法的枠組により流域治水の実効性を高め、強力に推進するために、「流域治水関連法」（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律）が令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に完全施行されました。

下水道に係る主な事項としては、特定都市河川浸水被害対策法の改正により、流域水害対策計画を策定・活用する河川の拡大、流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実等を講じているほか、下水道法の改正により、氾濫をできるだけ防ぐための対策として「計画降雨の事業計画への位置付け」「樋門等の操作規則の策定義務化」「民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設」、また、水防法の改正により、被害を軽減するための対策として「雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大」を講じています。

3 計画降雨の事業計画への位置付け

近年の内水氾濫による浸水被害を踏まえると、過去

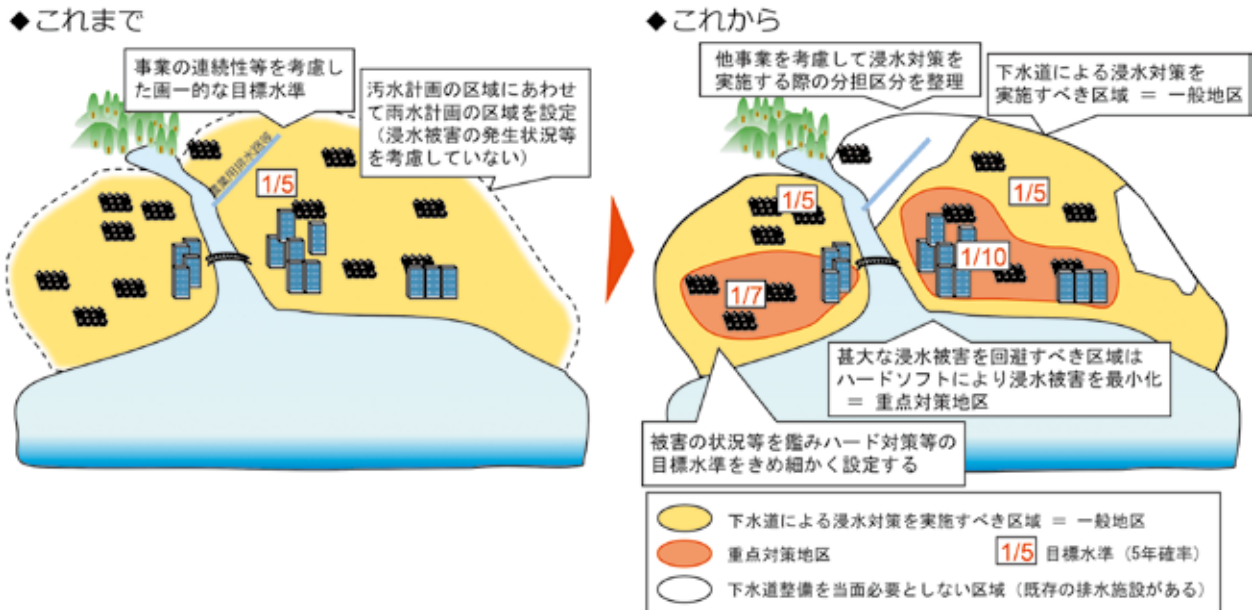


図-1 事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備

の浸水被害のみならず、気候変動の影響を踏まえ、地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定することにより、事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要があります（図-1）。

このため、下水道法改正により、こうした下水道整備の前提となる「計画降雨」（浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨）について、事業計画に位置付けることを新たに規定しています。

4 樋門等の操作規則の策定義務化

気候変動に伴う降雨量の増大により、樋門等（樋門・樋管）の操作を行う機会が増えることが想定されますが、国土交通省において全国調査を行ったところ、操作規則を定めていない施設が約4割あることが判明しました。

このため、下水道法改正により、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等について、その操作を安全かつ確実に実施し、浸水被害の発生を防止するため、操作規則の策定を義務付けしています（図-2）。

この操作規則には、操作の方法に関する事項

をはじめとして、操作に従事する者の安全の確保に関する事項も定めることとしているため、操作規則の策定により、樋門等の適切かつ確実な操作や安全に配慮した操作が可能となります。

5 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

浸水被害対策区域は、公共下水道管理者のみによらない官民一体となった浸水対策を実施する区域として、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある排水区域のうち、公共下水道の整備のみによっては浸水被害防止を図ることが困難であると認められる区域を公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定めるものです。

この浸水被害対策区域における民間事業者等による



図-2 樋門等による逆流防止のイメージ